

出雲地区

保護司会だより

第33号



再犯を防止し、犯罪や非行のない 安全・安心のまちづくりにむけて

出雲市長 長岡秀人

出雲地区保護司会の皆様におかれましては、平素より、「社会を明るくする運動」を明るくする運動」をはじめ、再犯を防止し、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会づくりのための様々な活動に取り組んでいただいていることに対しまして、深く敬意を表するとともに、厚くお礼申しあげます。

さて、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、残念ながら来年に延期となつた東京オリンピック・パラリンピック大会ですが、開催を見据えて平成二十五年に閣議決定された「世界一安全な日本」創造戦略の中で、「再犯防止対策の推進」は国を挙げて取り組む柱の一つとして位置づけられました。その後、平成二十八年に「再犯の防止等の推進に関する法律」の施

行、平成二十九年に「再犯防止推進計画」の制定へとつながり、現在、誰一人取り残されない社会の実現に向けて、重点課題に対する各種の施策が講じられているところです。

更生保護事業の目的は、犯罪や非行をした人の更生を助け、再犯を防止することにより、犯罪のない安全・安心な明るい社会を実現することです。しかし、刑を終えた人や執行猶予判決を受けた人に対する偏見や差別意識により、就職や居住などに未だ厳しい現実があることから、地域社会の中で孤立させないようにするなど、この問題についての関心と理解を深めていくことが大変重要であると考えています。

周年、今年は「社会を明るくする運動」が第七十回を迎えます。今日、再犯の防止が重要な課題となっている中で、国、地方公共団体、民間の連携と協力により、地域の実情に応じた、より実効性のある取組を進めていくためには、保護司の皆様のご支援・ご協力が不可欠と考えています。本市でも、「出雲市再犯防止推進計画」にかかる検討をはじめ、引き続き、皆様とともに、「社会を明るくする運動」や偏見や差別の解消に向けた啓発などに取り組み、一人ひとりの人権が尊重される明るいまちづくりに努めてまいりますので、今後とも皆様のお力添えを賜りますようよろしくお願ひ申しあげます。

昨年は更生保護制度施行七十



第70回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

主唱：法務省

“社会を明るくする運動”は地域みんなの運動

この運動の趣旨

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～を推進する。

強調月間

7月を“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～強調月間とする。また、再犯の防止等の推進に関する法律において、同じく7月が「再犯防止啓発月間」とされている趣旨を踏まえて運動を推進することとする。

この運動が目指すこと

(目標1) 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
(目標2) 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

この運動において力を入れて取り組むこと

- (1) 犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組
- (2) 保護司、更生保護女性会会員、BBS会員、協力雇用主等の更生保護ボランティアのなり手を増やすための取組
- (3) 犯罪や非行の防止や、犯罪や非行をした人の立ち直りには様々な協力の方法があることを示し、多くの人に支え手として加わってもらうための取組
- (4) 民間協力者と地方公共団体と国との連携を強化しつつ、犯罪や非行をした人が仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービスなどに関し必要な支援を受けやすくするためのネットワークをつくる取組
- (5) 犯罪や非行が起こらないよう、若い人たちの健やかな成長を期する取組

- ① 広報車やポスター・のぼり等による啓発活動
 - ② 標語の募集
 - ③ 作文の募集
 - ④ 地域との連携・協働活動の推進
- 対象：小学生、中学生、一般



出雲地区保護司会のその他の取組

とき 七月一日（水）
ところ 出雲市役所
午後二時より

これは「すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする」趣旨に基づいて、内閣総理大臣が国民に向けたメッセージを市長に伝達するものです。

出雲地区保護司会では、次のようにして、内閣総理大臣からの「社会を明るくする運動」メッセージを伝達いたします。



令和元年出雲市メッセージ伝達式

メッセージ伝達

第70回 “社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～
に向けて

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、安全で安心な地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まり、毎年多数の御参加を得ながら広がり、本年、記念すべき第70回を迎えました。

安全で安心な国づくりのためには、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを再び地域の輪に迎え入れ、責任ある社会の一員となるよう支えることで、誰もがやり直し、活躍できる社会を構築することが重要です。保護司を始め地域の皆様が中心となり、国、地方公共団体、民間が“Hand in hand”、共に手を携え、更生保護のネットワークを広げるべく取り組んでいます。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とし、世界から集う多くの方々が、我が国において、温かな励ましの笑顔にあふれた「明るい社会」、誰もが「RE：スタート」できる社会を体感していただくことは、世界平和にも通ずるものと確信しております。

“社会を明るくする運動”的意義を御理解いただき、犯罪のない幸福な社会づくりに取り組む決意のしるしである「幸福の黄色い羽根」のもと、様々な分野から、多くの方々が本運動に御参加いただきますよう御協力をお願いします。

内閣総理大臣

安倍晋三

犯罪や非行をした人の立ち直りを 社会の中で見守り、地域のチカラで支えていく。 それが「更生保護」です。

社会の中で必要な支援を受けられず、再び犯罪や非行を重ねてしまう人たちがいます。犯罪や非行からの立ち直りには、彼らを見守り支える地域社会のあたたかい心が必要です。皆さんの地域でも、様々な立場から立ち直り支援に協力する「更生保護ボランティア」が活動しています。



“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動です。

「あなたも地域の行事に参加してみませんか?」

毎年7月は、“社会を明るくする運動”的強調月間及び再犯防止啓発月間です。

「保護観察解除」の進言に誤りはなかつたか?

大社支部 渡 部 舟 海

他県で保護司をしていた時の話である。

保護観察所から、少年Tの担当をお願いできなかとの連絡を受けたのは、平成二十四年早春だった。当時、十七歳だったTは、とび職のアルバイトをしながら定時制高校に通つており、バイクを盗んだことで保護観察処分となつた。両親は健在で三人兄弟の末っ子だった。母親と一緒に来た初めての面接の時、Tが母親のことを「こいつ」と言つたことが印象に残ると同時に、非行の程度が進んでいるなど感じた。

Tは、最初の月は何とか面接の約束を守つたが、月が変わるとなかなか面接に来なくなつた。また、来て

も態度に素直さがない。三か月になると約束の日になつても来ないため、電話して面接を受けに来るよう促すが来ない。四か月目、私は何とかしてTに会おうと、あらかじめ電話をしたうえで家庭訪問したが不在だった。これでは保護観察は難しいと考えた私は、TとTの保護者に次のような手紙を送つた。

面接の約束は必ず守らなければならぬ。なぜなら、保護観察言葉が書かれていた。Tとの面接を

終えた私は母親に電話し「このままではいけないと本人が気付いたようですね」と言うと、母親は電話口で泣いた。

私は、一ヶ月の間に起きたTの行動の劇的变化について検討してみる。少し厳しいかもしれないと逡巡しつつ送つたTへの手紙により、Tは自分の置かれている立場をやつと自覚し、このままではいけないと行動を改めた。一通の手紙が更生の引き金になつたのではないかと考えた。

私は、保護観察解除の意見を添えて、Tの劇的変化を保護観察所に報告した。二か月たつたある日、Tの保護観察は解除となつた。保護観察解除通知書をTに渡した時、私は、初めてTの笑顔を見た。

多感な少年期は、些細なことで非常に陥る。非行の要因は、家庭環境や交友関係など様々あるが、Tの場合は親の愛情が不足していたのではないかと思う。それは、全く父親の姿が見えなかつたからである。

非行の要因が家庭にあることも多い。親に愛されて育つた子どもは、社会の荒波を必ず乗り越えることができると言は信じている。特に、父親が慈悲の愛を注ぐことが肝要である。ともすると、父親は家庭よりも仕事を優先しがちであるが、常に子どもに关心を持つてしつか

りと見守つていくことが大切ではないだろうか。

心理学の交流分析に「過去と他人は変えられないが、未来と自分は変えられる」とある。保護司が一生懸命に闘り、変化を促そうとしても、本人の気付きや変わろうという気持ちはない。更生は難しい。本人が自分の愚行に気付き、家族や周囲の人々に迷惑をかけたと深く反省した時に、初めて変わりたいという気持ちが芽生え、更生への道を歩み始めたのではないだろうか。

さて、Tのその後であるが、数年後に詐欺と薬物所持により逮捕され、少年刑務所で服役した。私は、保護観察所からTの生活環境調査の担当依頼があり、引受人である父親と初めて向き合うことになつた。父親に対し、保護観察所が実施する家族教室や薬害教室への参加を働きかけたが一度も参加しなかつた。

私の転居のため、仮出所後のTの保護観察を担当することはなかつた。ただ、少年時代、Tの保護観察の解除について保護観察所に進言したことが、果たしてよかつたのだろうかと今でも思うところである。

*生活環境調整：刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の開放後の住居や就業先などの帰住先環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えること。



更生保護、 あなたの善意が 事業の支え。

近年、社会を震撼させるような犯罪が相次いで発生し、大きな社会問題になっています。

このような犯罪を予防するには、

地域社会から犯罪に陥る者が出ないよう社会環境を改善するなど、犯罪予防活動を展開することが必要です。一方、犯罪に陥った者が再犯をしないよう保護や指導をすることも特に大切なことです。少年院や刑務所から釈放になった者が、再び罪を犯すことのないように温かく迎え入れ、職業や住居確保などについて助言や援助を行うなどして更生への自覚を促進し、安定した生活につかせ、善良な社会の一員として復帰させることが、社会全体として極めて重要な問題です。

これらの仕事には、社会奉仕の熱意と人間愛の精神に基づき、島根県内およそ五〇〇人の保護司並びに更生保護関係・団体である更生保護法人しらふじ、島根県更生保護女性連盟、島根県BBS連盟NPO法人島根県就労支援事業者機構などの会員の人たちが日夜こ

れにたずさわり、犯罪や非行に陥った者の再犯防止と改善更生への支援に努めています。

犯罪のない安全・安心な明るい社会を構築することを目的とする更生保護事業には種々の施策が講ぜられていますが、地域住民の皆さんのご協力なくしては出来ない仕事です。

一人でも多くの理解ある協力者を社会に求め、物心両面に亘るご支援がなければ、その目的を達成することは困難です。

島根保護観察協会は、こうした状況に対処するため、県内における犯罪予防並びに保護司活動等の充実発展を図る目的をもつて組織されています。

何卒、趣旨をご理解いただき、左記の会費を納入いただき、当協会の会員としてご協力賜りますようお願い申しあげます。

普通会員	年額	一千円以上
協力会員	年額	三千円以上
賛助会員	年額	五千円以上
特別会員	年額	一万円以上
名譽会員	年額	十万円以上

更生保護法人島根保護観察協会
理事長 古瀬 誠

お礼とお願ひ

出雲地区では、昨年度、約千六百名の皆さんに島根保護観察

協会にご加入のうえご協力を賜り、厚く御礼申しあげます。

今年度も、引き続き温かいご支援を賜りますよう、よろしくお願い申しあげます。

出雲地区保護司会
会長 三島 洪道

更生保護功労受章者

(令和二年春の褒章)

藍 綾 疎 章
勝 部 治 良

保護司の異動

◎新任
林 誠治(出雲)

(令和二年六月一日付)

編集後記

第三十三号、巻頭言は長岡秀人出雲市長にお願いしました。「再犯を防止し、犯罪や非行のない安全・安心のまちづくりにむけて」と題し、市においては「出雲市再犯防止推進計画」にかかる検討をはじめられ、引き続き一人ひとりの人权が尊重される明るい出雲市をめざしていくとのことです。新型コロナウイルスが日本はもちろん全世界を駆け巡り、地球が揺れ動いています。

我々の身近なところでも影響があり、杜明のメッセージ伝達式及び街頭キャンペーンが中止となりました。七十周年記念事業等集会関係行事も中止となりました。不要不急の外出はいけませんが、気分転換に野山や海にでかけ、深呼吸をしてみてはいかがでしょうか。

(田部敏雄)

広報部会編集委員

○田部 敏雄 ○坂根 光紀
川上 清子 勝島 徹正
野津 雅史 花田久美子
石飛 博雄 水 教一
板木 正久 嘉本 武司
渡部 享次 竹下 正宏
三島 健二 高見 瞳哉
山田 信之 今岡 輝夫
○部会長 ○副部会長

*この広報紙は、更生保護法人島根保護観察協会からの助成金を財源として発行しています。

あいさつは にっこり笑顔で 大人から (児玉智子)